

# 地震・台風・水害・大雪等の 自然災害により




事業所の施設・機械・車両等が被害を受けた場合…



国等の支援を受けられる可能性がありますので

**葉山町産業振興課または葉山町商工会へ  
発災後3日以内に被害状況をご報告してください**

 災害により被害を受けてから報告までの流れを事前にチェック

## 被害状況の確認

被害状況がわかるよう施設全体と被害箇所の細部の写真を撮影し、記録を残してください。

## 見積書の徴取

復旧にかかる見積書は、可能な限り2者以上の業者からとってください。

## 被害状況の報告

発災後3日以内に被害状況（破損状況、被害金額等）を葉山町産業振興課または葉山町商工会にお知らせください。

※ ご報告いただく内容は、国が激甚災害の指定を行うための重要な基礎資料となります。国は、発災後1週間程度で激甚災害の指定を判断するため、町は3日以内に情報を集約する必要があります。

※ 見積書の徴取が難しく、被害金額が不明瞭な場合はご相談ください。

 参考

次の書類は、令和元年の激甚災害に指定された台風で被害にあった施設等の復旧にあたり、支援を受けるために必要となった書類です。必要な書類は、支援の種類や年度等によって変わる可能性があります。

- 会社の概要・復旧に関する計画書（当時は県の規定様式有り）
- 登記簿本、開業届の写し
- り災証明書・り災届け出証明書の写し
- 保険金の受取関係書類の写し
- 被害を受けた施設、車両等の所有を証する書類
- 被害を受けた施設、車両等の被害状況がわかる写真
- 復旧に伴う施設、車両等の入札書又は見積書の写し
- その他必要と認める書類

 問合せ

葉山町産業振興課 (876-1111)  
葉山町商工会 (875-2810)